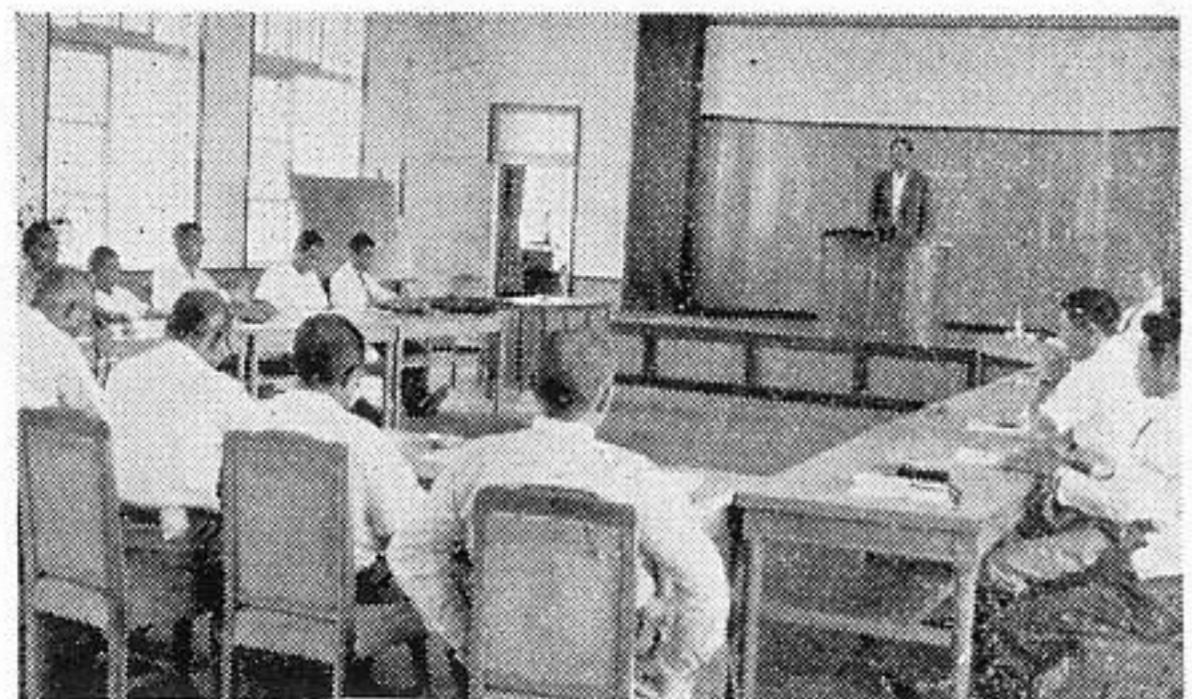


東由利村報

No. 46 35・7・30

発行所 秋田県東由利村役場
印刷所 株式会社 本間印刷所

議会常任委員

【総務委員】
○伊東与吉 阿部次郎
畠山正加藤清
高橋重助 佐藤謙吉
○小松真一 伊東喜十郎
畠山忠太郎 佐々木宇一郎 小松豊

【産業経済委員】
○長沢毅 梅津二三雄
畠山富男 小松与惣雄
大沼一広
○田代寿治 遠藤孫助
小野広志 佐藤文助
嶽石伊佐郎
○印は委員長

紙面案内
1面 村議會議員選挙結果
改選後の初議会
2面 畜産共進会、林野利用改善指定村
3面 4面 } 国民年金の解説

改選後の初議会

改選後の初村議会は七月二十七日役場で開かれた
はじめ最年長議員である伊東与吉氏が臨時議長になつてただちに議長選挙

副議長に佐藤謙吉氏を選任

議事日程及び結果はつきのとおりである。
▽選挙① 議長選挙
△議席の決定
▽選挙② 副議長選挙
当選 佐藤謙吉

五中体育会補助(20)学校安
全会掛金(45)長根谷地、朴
ノ木沢牧道費(1、118)黒
沢隧道補修(40)笹倉線橋梁
修理(48)道路改良補修費(2
461)
(二八九)橋梁修理費(112)
沖田橋仮橋協力負担(20)寺
田、笹食線道路災害復旧工事(2
461)

このうち主な追加予算項目は
以下単位千円
玉中防火用水池
(二八九)橋梁修理費(112)
沖田橋仮橋協力負担(20)寺
田、笹食線道路災害復旧工事(2
461)
追加額二七一万八千円、総額五
千二一四万四千円。

▼三十一年度村歳入歳出追加更
正予算
改正
▼第5回臨時会
提出された案件は村歳入
歳出追加更正予算など六案件で
全部原案可決された。

議員の改選をひかえて最
後の村議会となつた第五
会臨時会は七月九日、役
場で開かれた。
提出された案件は村歳入
歳出追加更正予算など六案件で
全部原案可決された。

任期中最後の村議会

七月十三日告示と同時に立候補
の受付が開始され、当日は二十
二名が届出、翌十四日二名届出
結局二十四名の候補者によつて
二十二の議席が争われた。

投票当日は幸い天候にめぐまれ
たが前回に比較してわりあい選
挙民の出足が悪く、九五%を越
した投票所は五カ所にすぎず、
総体で九三%といふますますの

結果でおわつた。
開票は当日午前八時より役場に
おいて行われ、結果は別項のと
おりである。

当選
一九九〇二三三四五五七七
三五〇五三八二三七七
小伊梅佐岳畠小畠大田小長
松東津藤石伊忠与太物一寿
二与真与三吉武郎雄正廣治豊毅
一吉雄郎再新再再前再再
再再再再新
516447555459474453514648

当選
一九三四五六七七
二六八三五七一
小小加小遠畠佐高橋伊東喜
松松藤野藤山藤山藤伊東喜
徳儀助太郎清志助男吉助郎郎
新再新再再再元新再再
577340584944594954435449

投票総数四、八〇四
(内 無効投票三三)

公選一度目の村議選終る

△選挙④ 同委員長の選任
(結果は別掲)
△選挙⑤ 臨時出納検査立会人
互選
伊東与吉
阿部次郎
高橋重助
当選 佐藤謙吉
（結果は別掲）
△選挙③ 常任委員の選任
△選挙⑥ 任期中最後の村議会



第5回畜産共進会

第五回村畜産共進会は六月二十九日台山馬検場で行われた。集まつた家畜

は馬八頭、和牛十四頭、ジャージー牛百四十頭で出陳頭数、參觀人とも盛況を以ていた。

今回の特色はこの出陳頭数の大部分がジャージー牛で往年の馬産地としてきこえていた本村の産業型態の推移をはつきりえがだしていた。

また今回出陳された家畜はいずれも管理良好で飼育技術向上のあとがみられ、今後の畜産業に非常なたのもしさをあたえてくれた。

第五回村畜産共進会は六月二十九日台山馬検場で行われた。集まつた家畜は馬八頭、和牛十四頭、ジャージー牛百四十頭で出陳頭数、參觀人とも盛況を以ていた。今回の特色はこの出陳頭数の大部分がジャージー牛で往年の馬産地としてきこえていた本村の産業型態の推移をはつきりえがだしていた。

村議会議員選挙投票結果

投票所	有権者数	投票者数	投票率(%)
1、(黒住)淵吉山	412	383	92.96
2、(袖館)合沢方	359	325	90.53
3、(松老祝)村内	207	197	95.17
4、(高法)蔵谷地	986	915	92.80
5、(大杉)琴森	87	84	96.55
6、(大計)	934	873	93.47
7、	89	85	95.51
8、	54	52	96.30
9、	399	379	94.99
10、	699	655	93.71
11、	97	93	95.88
12、	608	576	94.74
13、	198	188	94.95
	5,129	4,805	93.68
男女	2,429	2,271	93.50
	2,700	2,534	93.85

全般に飼育管理向上のあと

安井県農林部長も視察に来村

これには秋田県知事の来村も予定されたが都合で安井県農林部長がかわって来村し熱心に視察したのち飼育者、參觀者にあいさつされ、一つそなのがんばりを促がした。

なお当日の入賞(一等賞のみ)は次のとおり。

【馬の部】①春昇(小松龟之助) P七六三(畠山清一)②六八七(大庭喜右工門)③一八〇四(小野喜代松)④一八四〇(小松文一)⑤一七〇八(千葉俊藏)

【同村内産成牛の部】①P一九八(伊東庄一郎)②(遠藤道吉)正夫③(伊東庄一郎)

林野利用改善の指定村に

県が重点的に指導と援助

県では荒れた公有林野の改善に本腰を入れるため、公有林野利用改善特別市町村を設定することになり、本村もこの指定を受けた。

これは県内の公有林野のほとんどが荒廃と造林低下の現状にあるのでこの改善対策としてこのほど新しく設けられたものである。この

設定基準は市町村有及び財産区有の林野面積の合計がだいたい二千町歩以上で、その林野の存在が財政及び地域住民の生活経済に密接な関係がありしかもその利用改善に熱意をもつていて、市町村を指定してこれに重点的な指導と援助を与えようとするものである。

この指導市町村の設定期間

謹んでご挨拶申し上げます。今回議会の推薦により不肖私が名譽ある本村議會議長に再度ご感激に堪えないのであります。私はもとより浅学菲才であります。はよく承知しているのであります。

ごあいさつ

村議會議長 佐藤与吉郎

しかしながら議員各位のご指名は村民皆さんのご命令であると私は信じ、不びんをも顧みずここに議長をお引受けした次第であります。お引受けいたしました限り、一申しあげた限りであります。

身を挺してそのご厚志におむくい申し上げたい覚悟であります。なお議会運営につきましては眼前の問題ばかりでなく、将来の村勢を見とおし世論の動向を見失なうことなく絶えず村民とのの器でないこと

なんと申してもこの重責をはたすためには村民の皆さんの大なるご援助がなくては全うするとしてこれに対して県では事業実施に要する経費の一部について補助金の交付や、事業の指導を積極的に行うことになつており、本村でも長期計画のもとに接觸を怠らず、議会も村長も政治を論議するにあたつてはつねに寛容と協調の精神でのぞみ、不偏不党公正無私の立場を堅持いたしますことをここにお誓い申しあげる次第であります。

この点につきましては特に心からお願い申上げ就任のご挨拶といたします。



うとしているおりから、県のこうした施策とマッチすることができたことはまさに好都合でその成果が今から期待される。なおこの指導市町村に指定されたところは本村も含めて八市町である。

【一面より続く】

六) 東京村人会補助(五〇)などである。

▼三十一年度玉米財産区特別会計追加予算

追加額一万二千円、総額一七万三千円。

▼予算外義務負担について(高村森林組合が三十一年度において施行する高村林道開設事業の受益者負担金として村は次のとおり負担する。

三十五年度 四九、一二五円三十六年度 九八、二五〇円三十七年度から十カ年間、毎年一八八、五〇〇円

▼公有林整備事業費の起債について

三十五年度において施業する公有林整備事業費にあてるため、公営企業金融公庫より八十万元の起債をする。



国民年金の解説

年をとつたり、思いがけない事故で不具になつたり、また主人に死なれて母子世帯になつたというような場合、年金をもらうことができたらどれほどくらしが楽になることでしよう。

(2) 国民年金制度は、そのようなときに国民のすべてが年金をもらえるようにして、国民の生活を保障しようという制度であることとは、すでにご承知のことと思います。

そこでこの制度のあらましについて前号（六月一五日付）の村報に引き続き説明してみた
いと思ひます。

の子供のあることを要します。年金の支給をうけるためには「妻」が最低三年以上引続いて掛金を納めておく必要があり、「夫」ではなく、妻が被保険者で

る子と生計を同じくしてないこ
と等となつております。

障書年金

障害年金

その不具の状態が二級の場合でも「日常生活にいちじるしい制限が加わる程度」といわれるもので、かなり重い障害と承知されてよく、年金を支給されるには少なくとも、その病気や負傷のため初めて医者に診てもらつた日以前引き続いて三年以上は被保険者として掛金（保険料）を納めておくことが要求されま

年金の額は掛金の納付期間が二六年未満であれば二四、〇〇〇円、二六年となれば二五、二〇〇円というようになり、毎に一、二〇〇円ずつ年金額がふえてゆきます。なお、この年金額は二級障害の人の場合であり、一級の障害では、これに六、〇〇〇円の加算があります。

母子年金

母子年金

死なれた人などに支給されますが、法定の保険料を納めて支給される拠出制の母子年金に比べ無拠出制の母子福祉年金となるため、いく分、その条件が狭められ、子供が中学校を卒業しないこと、母が一三万円以上の所得がないこと、二五才をこえ

寡婦年金は、死亡した夫が、死亡の前日には、老令年金（老令福祉年金ではない）が受けられるだけの保険料を納めていることが要求され、その夫とは、一〇年以上「正規（入籍した）の夫婦関係」にあつたことが必要です。

安心できる生活
ゆたかな老後のためには



保険料の納付期間は母子年金と同様です。

が三〇年未満の場合、一律七、二〇〇円、三〇年をこえていると一年につき三〇〇円ずつ加算されます。

寡婦年金

上あるときは、二人目の子から一人について四、八〇〇円ずつ加算されます。

ただし、母が再婚したり子供が結婚したり他の養子になつたりすれば母子年金を受ける権利がなくなります。

この母子年金にも福祉年金がありますが、掛金をかけられない人や、年数に達しない前に夫に死なれた人などに支給されます

が三〇年未満の場合、一律七、
二〇〇円、三〇年をこえている
と一年につき三〇〇円ずつ加算
されます。

なお、これは子供が一人の場合
の話で、二人目の子からやはり
一人につき四、八〇〇円ずつ加
算される。この年金には福祉年
金はありません。

が、法定の保険料を納めて支給される拠出制の母子年金に比べ無拠出制の母子福祉年金となるため、いく分、その条件が狭められ、子供が中学校を卒業しないこと、母が一三万円以上の所得がないこと、二五才をこえ

寡婦年金は、死亡した夫が、死亡の前日には、老令年金（老令福祉年金ではない）が受けられるだけの保険料を納めていることが要求され、その夫とは、一〇年以上「正規（入籍した）の夫婦関係」にあつたことが必要です。

月に百円と百五十円

保険料は三十五才が境

ところで一番気になるのが毎月の保険料（掛金）ですが、これは、二〇才から三四才までの人は全部月一〇〇円。三五才から五九才までの人は月一五〇円となつております。

また、その納付義務者は被保険者本人ではありますが、世帯主や配偶者は、世帯員の保険料について連帯納付義務があります

納付の方法は、「国民年金印紙」を買い、「国民年金手帳」に貼つて役場で三ヵ月毎に検認を受けるわけですが、一、二、三月分を四月に、四、五、六月分を七月にといった具合に、それがそれ四、七、一〇、一一月末日が納期限ということになります。

印紙で前納する場合、知事の承認も要らず簡単ではありますが利子の割引きが全くなく損ですまたもし、滞納したときは督促がずっと安くなります。

知事の承認をうけて現金で前納する場合は、年五分五厘の複利計算で利子が割引かれ、保険料が減ります。

三十四年度の村税年度内完納世帯に褒美の報奨金をさし上げました。

（優良部落報奨金）

納稅成績優良のため報奨金を受けた部落

岩館、藏新田、茂沢、日照坂、桂台

小倉、中の沢、滝の下、舟木、大琴第一

下吹、土場沢、山崎

高戸屋、向田、この報奨金一万円

（完納部落報奨金）

完納部落として報奨金を受けた部落は前記の十六部落で、三四八世帯、一世帯百円づつこの報奨金三四、八〇〇円

（個人完納報奨金）

つぎに、他の年金制度では絶対類のない「保険料免除」について述べます。

法の上で当然免除される人は障害年金と母子福祉年金を受ける人、生活保護法の生活扶助等を受ける人などですが、このほか申請によつて知事が認めた上、免除者となる人々があります。

その条件は

国民年金は、一つの保険制度であるから、保険料（掛金）をかけた一定年限まで積み立ててお

くのが建前ではあるが、一般的に保険と違い、法律で国民全部を

保険することとしたので、生活が困難で保険料をかけることができない人もおり、また、年をとりすぎて保険のなり立たない人などもいるので、特例としてその人たちのために設けたのが

「福祉年金」の制度です。もちろん保険料をかけないで国庫から全額支出されるため、いろいろなきびしい制約があることは止むを得ないことです。

さて、この福祉年金については個人完納した世帯一一二〇世帯一世帯百八十円づつ内百円は国民健康保険より、この報奨金二〇万一千六〇〇円、総額二四万六四〇〇円、それぞれ部落長さんから完納世帯に渡された訳です完納された世帯また完納した部落も部落長さんを初め皆さん

の納税に対する、不断の心掛が結実したものと言えましょう。

（34年度の村税徴収成績）

三十四年度分

調定額 二〇九九一千円
収入額 一八三五千円
未納額 過年度分（滞納繰越）

現年度過年度の計
調定額 二五三一千円
収入額 二〇九一千円
未納額 四三九五千円

（34年度の国民健康保険税徴収成績）

三十四年度分

調定額 四六二二千円
収入額 三九四一千円
未納額 収入歩合 八五%

過年度分（滞納繰越）
調定額 四八五千円
収入額 三〇八千円
未納額 収入歩合 六四%

過年度分（滞納繰越）
調定額 二六三千円
収入額 二五五八千円
未納額 収入歩合 八八%

一、所得のない人。
二、被保険者か、またはその世帯に「生活扶助でない扶助」を受ける人があるとき。
三、村民税の非課税となつてゐる不具者、寡婦で年間所得が一三万円以下の人。

四、そのほか保険料の納付が困難と認められる人。

などですが、この「保険料納付が困難と認められる人」については「免除基準」が未定であるが相当「巾」があるものと推測されます。

前にも述べてきたように、老齢障害、母子の三種だけ、となつています。

まず老齢福祉年金について説明します。

1、明年四月一日で五〇才をこえる人は全部該当します（これを「経過的福祉年金」といいます）。ただ、そのうち五五才にならない人だけが任意で一〇年間の被保険者となることがあります。

2、つぎは、明年四月一日で二一才以上四九才までの間の人には、四九才の人では四年、四八才の人では五年というように一年ずつ読みかえていつて、その

前にも述べてきたように、老齢障害、母子の三種だけ、となつています。

まず老齢福祉年金について説明します。

1、明年四月一日で五〇才をこえる人は全部該当します（これを「経過的福祉年金」といいます）。ただ、そのうち五五才にならない人だけが任意で一〇年間の被保険者となることがあります。

2、つぎは、明年四月一日で二一才以上四九才までの間の人には、四九才の人では四年、四八才の人では五年というように一年ずつ読みかえていつて、その

前にも述べてきたように、老齢障害、母子の三種だけ、となつています。

まず老齢福祉年金について説明します。

1、明年四月一日で五〇才をこえる人は全部該当します（これを「経過的福祉年金」といいます）。ただ、そのうち五五才にならない人だけが任意で一〇年間の被保険者となることがあります。

2、つぎは、明年四月一日で二一才以上四九才までの間の人には、四九才の人では四年、四八才の人では五年というように一年ずつ読みかえていつて、その

前にも述べてきたように、老齢障害、母子の三種だけ、となつています。

まず老齢福祉年金について説明します。

1、明年四月一日で五〇才をこえる人は全部該当します（これを「経過的福祉年金」といいます）。ただ、そのうち五五才にならない人だけが任意で一〇年間の被保険者となることがあります。

2、つぎは、明年四月一日で二一才以上四九才までの間の人には、四九才の人では四年、四八才の人では五年というように一年ずつ読みかえていつて、その

前にも述べてきたように、老齢障害、母子の三種だけ、となつています。

【税務係】